

第7回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年7月5日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和4年7月5日（火） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和4年7月5日（火） 午後3時25分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事 補	藤吉 文女
参事 補	酒井 伸也
主 事	山内 将平

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第39号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第40号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 報告第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 婚活イベント実施の可否について

(2) 令和4年度農業委員会委員研修会について

8 その他

午後2時00分開会

○議長（馬場 保君） ただいまから令和4年度第7回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、7番、草野英治委員、8番、中川實美委員、
両委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）までの議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第35号の朗読〕

議案書3ページ、受付番号13番から16番まで4件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会受付分は、申請番号13番、14番です。

申請番号13番、14番と耕作できないため、譲り渡す案件です。申請番号13番、14番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号13番から14番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。（「はい」と言う者あり）

ご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号15番、16番です。

申請番号15番は、遠地に住んでおり耕作できないため、弟へ贈与する案件、16番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号16番については、申請者の年齢が85歳と高齢であるため、本当に大丈夫かとの意見が出ましたが、本人は作る気に満ちあふれているため、必ず耕作することを条件として付することにしました。

申請番号15番については、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号15番から16番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第35号、申請番号13番から16番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第36号の朗読〕

議案書5ページ、受付番号9番から15番まで7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号9番から12番です。

申請番号9番は、一般住宅用地への転用申請です。申請地は令和4年5月6日付で農振除外済、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、既存の集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われます。

土地の形状が三角形で、また道路より1.4メートルほど高くなっています。車両が安全に道に入りできるようにするためにと、仕事用3トントラックの進入、旋回ように200メートル確保したいとのこと、また南側は農地からできるだけ距離をとって住宅を建築したいとのこと。面積超過

理由書が添付されており、許可相当と判断しました。

申請番号10番は、酪農舎用地の追認申請です。申請地は、令和4年5月13日付で農振の用途変更が済んでおります。平成13年4月に自己資金で建設し、酪農舎として利用するそうです。平成14年と15年には、他の酪農舎を県央酪の協同組合が転用主となって5条の許可申請をとっているのですが、そこと一緒に手続をしてくれないだろうかと思いついていたとのことでした。

転用目的が農業用施設で、酪農業経営上必要不可欠であるため、簡易手続相当の違反案件に該当すると思われます。

申請番号11番は、農家住宅用への転用です。申請地は農振白地10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから、第2種農地と判断しました。

申請番号12番は、農業用倉庫及び資材置場用地への追認申請です。申請地は、令和4年5月13日付で農振の用途変更が済んでいます。営農用であれば農地法の許可は不要と勘違いして、昭和60年ごろから倉庫用地として利用しているそうですが、簡易手続相当の違反案件の基準である農業用施設で、農業経営上必要不可欠なものであるという要件を満たしていると思われます。

申請番号9番から12番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号9番から12番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この10番のこれは、301の3は、これは許可はとってあるんですか。

○事務局（藤吉 文女君） はい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 上だけじゃなく下も許可済。

○事務局（藤吉 文女君） 許可済です。つなげてるつもりだったんですけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 意味がわからんやった。

○事務局（藤吉 文女君） すいません。許可は取ってあります。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。ご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 中部調査会関係分は、申請番号13番から14番です。

申請番号13番は、農家住宅用地への転用申請です。申請地は、令和4年5月6日付で農振除外の公告が出ております。10ヘクタール以上の農地の集団の区域にあり、第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続しているため、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号14番は、集合住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。

申請番号13番、14番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。申請番号13番から14番についてご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。（「はい」と言う者あり）ご質問がないようですので、続きまして西部調査会長をお願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号15番です。

15番は、堆肥舎用地への転用申請です。申請地は、農振農用地用途変更が令和4年5月25日付で済んでおり、岡南部土地改良区の意見書と用途適合証明書も添付されています。

申請番号15番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号15番について、ご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。ご質問がないようですので、議案第36号、申請番号9番から15番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第37号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号1番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第37号、申請番号1番については、農地法第5条第1項、申請番号9番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に、一括審議することとします。

次に、日程第5、議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書9ページを御覧ください。

[議案第38号の朗読]

議案書10ページ、申請番号9番から15番まで7件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。まず、東部調査会長お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号9番から10番となります。

申請番号9番は、鶏舎等の農業用施設についてです。申請地は、農振農用地区域内にある農地で、令和2年2月20日付公告で、用途区分で農地から農用施設用地へと変更され、令和2年4月10日付で転用許可がおりていましたが、資金繰りが厳しくなり建築者が建築できなかったとのことです。

今回は、当初計画者の子供さんの会社が新設されており、一部の農地は10ヘクタール以上の農地の集約区域内に含まれているため、その部分は第1種農地と判断しました。しかし、農業用施設であることから例外的に許可できる案件であると思われれます。

申請番号10番は、農業用倉庫用地への転用申請です。申請地は、令和4年5月13日付で農振の用途区分の変更が済んでおります。変更計画の申請番号1番及び許可申請の9番、10番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、計画変更の申請番号1番及び許可申請の申請番号9番から10番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、11番から13番です。

申請番号11番は、建設用資材置場用地への転用申請です。申請地は令和4年5月6日付で農振除外済、10未満の農地の区域内にあることから第2種農地と判断しました。

申請番号12番は、一般個人住宅用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域の区域内にあるため第1種農地と判断しました。しかし、既存

の集落に接続しているため例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号13番は、営農型太陽光発電施設においての一時転用案件です。3年の一時転用期間が過ぎ、今回再設定の申請をされております。

申請番号11番から13番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、11番から13番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号14番、15番です。

申請番号14番は、住宅用地への追認申請です。転用者は、平成16年に隣接地と一緒に買い受けたと思い込んでいましたが、調べたところ昭和60年の国土調査の結果と前所有者の名前しか登録がなかったため、その人の住所や相続人が分からず不在者財産管理人を立ててやっと今回の申請に至りました。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあり、第2種農地と判断しました。平成元年ごろに現在の樹木を植えられた状態になったとのこと。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地という条件を満たしていると思われます。

申請番号15番は、保養所用地への追認申請です。平成7年に長崎市役所、健康保険組合が農地法の許可を得ずに建築し、その後平成22年に公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会が取得しております。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地区域内にあり、第2種農地と判断しました。用地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地という状況も満たしており、簡易手続相当の議案案件に相当すると思われます。

申請番号14番は、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

15番については、長崎市が使用許可を受けたということで、一言言うべきではないかという意見も出ました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号14番から15番について、ご質疑がありましたらお願いします。（発言する

者あり)はい。(発言する者あり)

○委員(17番 小筏 正治君) 営農型太陽光ですね。その前も中間道路沿いにあつとぼってんが、これ売上の予定が。(発言する者あり)ハナシバ植えてると、植えるということですけども10アール当たり平均反収どのくらいの大体売上があつとですか。

○議長(馬場 保君) 事務局。

○事務局(藤吉 文女君) 事務局です。1束当たり250グラムとして949束の売上と、金額としては12万9,000円。(「12万9,000円」と言う者あり)はい。販売先については、大同青果と旬やに卸しているということでした。

○委員(17番 小筏 正治君) これは、前回最初作られとつたそれに大体合わせて計算もしてあるという、前、最初作つてあつたとやろ。(「同じ人です」と言う者あり)同じ人、そう。同じ人つて知らんやつた。

○事務局(藤吉 文女君) すいません。(発言する者あり)一時転用なので、ずっと更新が必要です。(発言する者あり)

○委員(17番 小筏 正治君) 大体どのくらいで割合決まつるとやろ。

○事務局長(増富 浩彦君) 最初、耕作放棄地に植えつけをしたもんやけんですね。当初からもう全然農作物は作つてなかつたところから始めるとるもんやけん。まあ平均的収量ばもうちょっと上げてもらわんばいかんとですけど、まだ6年目か(発言する者あり)はあ。

○委員(17番 小筏 正治君) 結構栄えてはおる。(発言する者あり)

○事務局長(増富 浩彦君) 苗自体の上等か苗ていうかその商品として流通させるような苗ば植え替えんといかん。(発言する者あり)

○委員(17番 小筏 正治君) 分かりました。

○議長(馬場 保君) それでは、またあとに戻ります。申請番号15番について、ご質疑はございませんか。ご質疑がないようですので、議案第37号、申請番号1番及び議案第38号、申請番号9番から16番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第39号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを協議とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(藤吉 文女君) 議案書12ページを御覧ください。

[議案第39号の朗読]

議案書13ページ、整理番号1番から議案書28ページ、整理番号27番までです。

整理番号1番から12番については貸借に係る案件、13番から20番については所有権移転に係

る案件で、21番から27番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第39号に対する質疑を行います。まず、貸借権設定に係る整理番号1番から12番について、ご質疑ありませんか。——1番から12番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号13番から20番について、ご質疑ありませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 11番じゃけですよ、11番の方で、経営が南島原で経営はゼロですか。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。義理のお父さんの林さんの、井上さんは義理お父さんに当たるようで、ヤミでちょっと借りていたのがあって今その申請を南島原のほうでしているそうです。27日に総会があったということです。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号21番から27番について、ご質疑ございませんか。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第39号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

満場一致で決定されました。

次に、日程第7、議案第40号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書29ページを御覧ください。

〔議案第40号の朗読〕

議案書30ページ、整理番号1番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構

である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第40号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第40号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することにします。

次に、日程第8、報告第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書31ページを御覧ください。

〔報告第7号の朗読〕

本案件は、令和4年6月6日の第6回総会において、別段面積に係る小規模農地等の区域指定について協議し、適正な計画であると決定していたものです。第6回総会において、農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することが附帯決議されていたので、6月8日に申請を受け付け、6月10日に許可がおりました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第7号について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 質疑がないようですので、報告第7号を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後2時45分休憩

.....
午後3時05分再開

○議長（馬場 保君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よろしくをお願いします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

婚活イベント実施の可否について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 婚活イベント実施の可否について、先月の総会の際にもお話ししましたとおり、今回の総会で実施するかしないかについて決定をしていただきたいと思います。

なお、先週の各調査会長において推進委員さんからも御意見をいただきまして、実施したほうがいいと思われる方を挙手してもらっております。東部地区については9名中5名が賛成、中部地区が7名中6名が賛成ですね、西部地区が12名中9名の方が実施したほうがいいんじゃないかという御意見をいただいております。

以上を踏まえて、ちょっと実施について決定をお願いしたいと思います。

○議長（馬場 保君） 皆さん、ご意見ございますか。（発言する者あり）

○委員（9番 徳永 玉義君） 私は、実際してもいいが大変ですよと言いました。調査会の際は、推進委員の方にも、してもいいが大変ですよ。特にこういう時期でしょう。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。あと、もし「する」になったときに参加者の募集期間も結構とらねば集めきらんていうことになれば、どうしても早目早目に動いとがんばらん。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） これ、コロナまであれば（発言する者あり）大変じゃないかなあと思うですね。確かに実績あって1人成功したりとか、そしてまだ進行形の人もおるごた感じであるけん実績的にはあるけん、したほうがよかと思うんですけど、今の状況でまだコロナも、雲仙市はとにかくもう何か増えたりあれしよるけん（発言する者あり）そしてまた、ここにおられる方はほとんど高齢者ばかりで（笑声）これは問題ですよ。（発言する者あり）かかりどんすれば。

○委員（10番 草野 有美子君） 実施時期も本当1月、2月で私が言って、何かわざわざインフルエンザとかコロナが一番流行る時期の季節をもうちょっと（「時期はね」と言う者あり）時期を変えるのは難しいんですかね。

もうこれからは1月、2月しか間に合わないでしょうから、ちょっと私は今年はやっぱりちょっとお休みしてていうか、次の年は時期からちょっと早めに検討したらいかがですかね。

○議長（馬場 保君） 今、草野委員、内田委員から意見がありました。そしてまた、事務局からも助言をいただいたんですけど、とりあえず今年度は我慢するというか、次年度にすることを考えて動いたほうがよかとじゃなかとかなあと思うんですけどね。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） 来年続けるていうことは、一応したかという方向で動けばよかつちやない。

○議長（馬場 保君） 次年度にする方向ででしょう。

○委員（15番 森崎 茂徳君） その準備を今年中にするていう。

○議長（馬場 保君） 本年度は一応中止にして、次年度に行うちゅうことで対策を練っていくという形でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございました。

次に、4年度農業委員会委員研修会について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 例年開催しております県南3市の農業委員さん、推進委員さんの合同の研修会なんですけども、事務局のほうで予定日を決めさせてもらっております。その承認をしてもらいたいと思います。

9月5日の総会の日、また去年と同じような開催の仕方、総会を午前中、年金の大会もその午後一番に入れて、その後合同の研修会でいこうかなということで考えておりますので、大丈夫かどうかということをご諮ってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。研修は9月5日でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）午前中が総会（発言する者あり）。

○委員（18番 林田 剛君） 9月5日月曜日。（「はい」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） そしたら、この件はこれでよろしいですか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございました。（発言する者あり）

ほかに何かご質問等ございませんか。

ないようですのでその他に移りますけど、事務局。

○事務局長（増富 浩彦君） 別にありません。

○議長（馬場 保君） そしたら、よろしいですか皆さん、何か質問等ございましたら発言をお願いします。（発言する者あり）森崎委員に東委員、何かございませんか。（発言する者あり）

それでは、意見もないようですので閉会したいと思います。よろしいですか。どうもお疲れでした。

午後3時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 7月 5日

議 長

署名委員

署名委員